

高知県震災復興都市計画指針（手引書） 【手続き編】

平成28年3月
高知県土木部

追録加除一覧表

版	発行年月日	備 考
第1版	平成 28 年 3 月 31 日	当初 (平成 27 年 3 月 31 日作成(案)を 【計画編】の策定に併せて更新)
第2版	年 月 日	
第3版	年 月 日	
第4版	年 月 日	
第5版	年 月 日	
第6版	年 月 日	
第7版	年 月 日	
第8版	年 月 日	
第9版	年 月 日	
第10版	年 月 日	
第11版	年 月 日	
第12版	年 月 日	
第13版	年 月 日	
第14版	年 月 日	
第15版	年 月 日	
第16版	年 月 日	
第17版	年 月 日	
第18版	年 月 日	
第19版	年 月 日	
第20版	年 月 日	

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、200 以上の市町村が被災し、直後から行政職員は経験したことのない膨大な震災関連業務に追われるなど、行政機能の麻痺及び復興まちづくりを進める行政職員不足という課題に直面したことは、記憶に新しいところです。

また、巨大な津波が市街地を襲い、多くの被災者が広域避難や転出を余儀なくされたことも相まって、被災住民との復興まちづくりの話し合いや合意形成が進まず、結果として復興事業が長期化しています。

高知県土木部では、南海トラフ地震等による大震災発生後の迅速な都市の復興のため、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に基づき、「高知県震災復興都市計画指針」を策定しました。

この指針では、東日本大震災の教訓や、最新の科学的知見に基づいた新たな想定を踏まえ、被災直後の初動体制の確立（被災調査）から建築制限の実施、都市計画決定等までの流れや留意点などを整理し、県・市町村職員が的確かつ速やかに行動できるよう手順を明確にしました。

更に、復興まちづくりの根幹となる「都市の復興」を迅速かつ円滑に実現するためには「事前の準備」が重要と考え、平時から各地域において甚大な被害を想定し、地域住民と合意形成を図りながら、よりよい復興を実現するために不可欠な「事前の復興」の取組についても記載しました。

今後は、本指針を活用し、県・市町村職員連携により「模擬訓練の実施」や「事前復興計画づくり」に取り組んでいきます。

「模擬訓練の実施」では、被災後の混乱という特殊状況の中で、被災者の生活再建や地域の復興を迅速かつ円滑に推進できるよう、県・市町村職員が一体となり復興体制の強化や復興への対応力の向上を目指します。

「事前復興計画づくり」では、地域住民と協働して取組むことを前提に、

- ①地域の目指すべき将来像や復興の基本方針づくり
 - ②復興の方針を話し合う地元組織づくり
 - ③沿岸地域における住民の安全確保と生活再建（産業）のバランス
 - ④ソフト・ハードの施策を組み合わせた「多重防御」の推進
- を県・市町村職員が一体となり目指します。

大規模災害の備えとして、地域住民や県・市町村職員にとっては、「正しく知って備える」「心の準備」をしておくことが最も大切です。

今後 30 年以内の発生確率は、70%程度となっている南海トラフ地震に向けて、このようなソフト施策を中心とした「事前の準備」の取組は、防災・減災に直結する施設の耐震化や計画的に安全な場所へ移転するといったハード施策の取組推進にもつながると期待しています。

平成 28 年 3 月

土木技術監 吉村 浩司

目 次

第 1 章 高知県震災復興都市計画指針【手続き編】の概要

(1) 概要	1
①指針の目的	1
②指針で対象とする範囲	3
③想定する災害の種類、規模	4
④その他	6
(2) 指針【手続き編】の構成	7

第 2 章 第一次建築制限

(1) 被災建築物等の概況調査	12
①被災建築物等の概況調査の考え方	12
②被災建築物等の概況調査（案）	14
(2) 復興地区区分の検討	19
①復興地区区分の検討の考え方	20
②家屋被害概況図の作成	21
③復興地区区分の検討	22
(3) 第一次建築制限区域（案）の申出	24
①第一次建築制限区域（案）の申出の概要	24
②第一次建築制限区域（案）の申出	25
(4) 都市復興基本方針の策定と公表	30
①都市復興基本方針の策定と公表の考え方	30
②都市復興基本方針の策定（案）	32
(5) 建築基準法第 84 条の指定	34
①建築基準法第 84 条の指定の概要	34
②指定基準	35
③手続き事項	36
④第一次建築制限の周知方法等	38
⑤期間延長等	39
⑥書式例	40

第 3 章 第二次建築制限[または災害危険区域による制限]

(1) 被災建築物等の状況調査	48
①被災建築物等の状況調査の考え方	48
②被災建築物等の状況調査（案）	49
(2) 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表	57
①都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表の考え方	57
②都市復興基本計画（骨子案）の策定指針（案）	59
③市町村復興計画（骨子案）の策定指針（案）	63

(3) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定	68
①被災市街地復興推進地域の都市計画決定の概要	68
②指定基準と決定手続きフロー	70
③手続き事項	73
④被災市街地復興推進地域を決定する際の留意事項	74
⑤書式例	77
(4) 建築基準法第 39 条（災害危険区域）の指定と移転促進区域の設定	81
①都市の復興における災害危険区域と移転促進区域の考え方	81
②災害危険区域の指定	85
③移転促進区域の設定	86
④災害危険区域の指定、移転促進区域の設定に関する時期	88

第 4 章 地区の復興まちづくり

(1) 地区の復興まちづくり計画の策定	95
①復興に向けた計画策定の考え方	95
②高知県都市復興基本計画の策定	98
③地区における被災住民との協働の取組	99
④地区の復興まちづくり計画の策定	103
(2) 現在位置による復興手続き	104
①現在位置による復興事業の検討	104
②復興都市計画事業等の都市計画決定	105
③復興都市計画事業の推進	106
(3) 移転による復興手続き	108
①高台移転による復興事業の検討	108
②防災集団移転促進事業計画の作成	114
③防災集団移転促進事業の推進	116
(4) 復興まちづくりに関する参考資料	117

第 5 章 県・市町村職員行動手順

(1) 情報連絡系統	122
(2) 都市計画関係職員の行動手順	124
(3) 高知県復興都市計画連絡調整会議	129
(4) その他（参考文献等）	131
①様々な事業の組合せによる復興まちづくり	131
②都市計画区域外における復興まちづくり	132

